# スポーツコンベンション MITO パートナーシップ

# 会員規約

## (名称)

第1条 名称は、スポーツコンベンション MITO パートナーシップ(以下「SCMP」)と称する。

#### (事務局)

第2条 SCMP の運営に関する事務は、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会で行い、主たる事務局を水戸市総合運動公園(水戸市見川町 2256)(以下「SCMP 事務局」という。)に置く。

#### (目的)

第3条 スポーツを通して県都にふさわしい交流拠点の形成を図るための取り組みとして、スポーツコンベンション機能の強化、誘致活動の推進を図り、スポーツ競技への参画、まちの活性化、にぎわい創出に資することを目的とする。

## (会員)

- 第4条 次の会員をもって構成する。
  - (1)前条の目的を達成するための活動を理解し賛同した者。
  - (2)法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けている者。
  - (3)法令等に違反して過去1年間処分を受けていない者。
  - (4)役員等(個人である場合はその者を、法人である場合には、その役員 又はその支店もしくは営業所の代表者をいう。)が、水戸市暴力団排除 条例2条第2項に規定する暴力団員(販売員含む)でない者。

#### (5)分類

- 1. スポーツ競技団体 2. 教育機関 3. 福祉機関
- 4. 非営利団体 5. 飲食業 6. 卸売/小売業
- 7. ホテル/旅館業 8. 運輸/通信業 9. 農林/水産業
- 10. 建設業 11. 製造業 12. 電気/ガス 13. 医療業
- 14. 金融/保険業 15. 不動産業 16. 映像/写真業
- 17. 自動車業 18. 情報/広告業 19. 印刷/出版業
- 20. 警備/人材派遣業 21. 放送業 22. イベント業
- 23. サービス業 24. その他

#### (会員登録)

第5条 目的を達成するために賛同いただける場合、様式第1号「会員登録申込書」 および様式第2号「誓約書」により申請し、承認を受けなければならない。 SCMP 事務局は、本規約に基づき審議し、適当であると認めた者を登録 団体(個人)として決定し「会員登録証」及び「会員証」を交付する。 入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

## (会員登録料およびイベント参加料)

- 第6条 会員登録料及びイベント参加料は次に掲げる事項を基本とする。
  - (1)会員登録料は無料とする。
  - (2)イベント参加料は無料とするが、協賛金を募るイベントの場合は SCMP事務局より事前に周知する。
  - (3)水戸観光協会会員の飲食業出店者等については、水戸観光協会会員規約に基づくものとする。
  - (4)営利目的としないスポーツ競技団体・教育機関・福祉機関・非営利団 体の団体登録会員については、会員登録料、イベント参加料とも無料 とする。

## (会員登録の変更)

第7条 会員登録後に登録内容の変更が生じた場合は、様式第3号「変更届」を SCMP事務局まで速やかに提出すること。

# (会員登録の抹消)

- 第8条 会員が次項に該当する場合、SCMP事務局は登録を抹消することができる。
  - (1)様式第4号「退会届」が提出されたとき。
  - (2)関係法令及び本規約に違反したとき。
  - (3)登録証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により会員登録を受けたことが判明したとき。
  - (4)SCMP事務局が運営管理において不適当と認めたとき。

### (退会)

第9条 会員は、別に定める様式第4号「退会届」をSCMP事務局に提出し、任意に退会することができる。

# (参加申込)

第10条 SCMP 事務局の事業計画に基づき希望会員は、様式第5号「イベント参加申込書」に必要事項を記入のうえ、SCMP 事務局へメールにて申し込むこと。

## (借用書)

第11条 SCMP 事務局に対して借用品等がある場合、様式第6号「借用書」に必要事項を記入のうえ、SCMP事務局へメールで提出すること。

#### (許可書)

第12条 SCMP 事務局は申込内容を審議し、適当であると認めた者に対して様式 第7号「イベント参加許可書」を交付する。

### (データの提供)

第13条 参加が決定した会員は、商品等やイベント内容のわかる画像データ等を速 やかに SCMP 事務局へ提供すること。提供されたデータは、ホームページ・ポスター・チラシ等の広報活動で使用する。

# (禁止事項)

- 第14条 会員は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1)出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は管理運営を委託。
  - (2)商品を不当価格で販売。
  - (3)指定された場所以外での催しや販売。
  - (4)許可された内容以外の催しや販売。
  - (5)危険物の使用や販売。
  - (6)その他、運営に支障があるような迷惑行為。

## (遵守事項)

- 第15条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) SCMP 事務局から交付される会員証を携帯すること。
  - (2) 売店及び周辺の清掃は出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは各自で運搬・処理し環境美化に努めること。
  - (3)販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、 販売価格を明示すること。
  - (4)搬入・搬出に使用する車両は1店舗につき1台とする。駐車場は指定された場所に駐車すること。
  - (5)販売品等の搬入、陳列及び搬出は、SCMP事務局が指示する時間内に 完了させること。
  - (6)終了後は、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、原状回復を怠ったとき SCMP 事務局は、当該者に対し、要した費用を請求することができる。
  - (7)天候悪化等の事情により、SCMP事務局がやむを得ず安全確保のため、 出店の閉鎖等の指示を出した場合、指示に従うこと。

#### (許可の取り消し)

- 第16条 SCMP 事務局は、次のいずれかに該当したときは、許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、SCMP 事務局に対して 損害賠償を請求することはできない。
  - (1)関係法令及び本規約に違反したとき。
  - (2)イベント参加許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
  - (3)SCMP 事務局が運営管理において不適当と認めたとき。

#### (管理運営)

第17条 出店における販売品及び出店備品の管理は、会員の責任において行うものとし、火災・盗難・その他不可抗力による災害に対しても、SCMP 事務局は一切の責任を負わないものとする。

### (保険加入)

第18条 大規模なイベント開催において、SCMP 事務局または主催者側でイベント保険に加入するものとする。

### (損害賠償)

第19条 会場内の施設及び第三者に対する損害、または借用品等を破損させた場合、 当該者はその損害賠償の責任を負うものとする。

## (支援申込み)

第20条 スポーツコンベンション開催の支援申込みを希望する団体は、様式第8号 「開催支援申込書」に必要事項を記入のうえ SCMP 事務局まで申し込む。 SCMP 事務局は申し込み内容に該当する SCMP 会員に対して、スポーツ コンベンション開催の案内をする。

## (派遣依頼)

- 第21条 スポーツボランティア派遣依頼の要件として次に定める。
  - (1)派遣依頼を希望する場合は、「スポーツボランティアスタッフ派遣依頼要領」に基づき、「SCMP」規約に同意のうえ会員登録する。
  - (2)開催目的に公共性があり、政治活動や宗教活動に関わりのない団体に限る。
  - (3)依頼者(イベント主催者等)は、ボランティアスタッフを対象とした 傷害保険(イベント保険)等に必ず加入すること。
  - (4)様式第9-1号「派遣依頼申請書」及び関係書類を事務局へ提出後、 要件を充たしていない団体に対して、SCMP事務局は依頼を拒否する ことができる。
  - (5)イベント終了後2週間以内に、様式第9-2号「活動終了報告書」を事務局へ提出すること。

### (個人情報の取扱い)

# 第22条 個人情報は次項にて取扱う

- (1)SCMP事務局は、個人情報保護に関する法令を遵守し、適正な管理を 行うとともに、個人情報の保護に努める。
- (2)取得した個人情報は、スポーツコンベンション事業に関する諸連絡に利用するほか、連絡先以外の個人情報並びに写真等を、ポスター、プログラム、チラシ、ホームページ、SNS、新聞、雑誌、TV 等に掲載する。
- (3)会員登録する要件としてこれに同意する。

## (規約の変更)

第23条 この規約はSCMP事務局の承認を得て変更することができる。

### (その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

1 本規約は、平成28年4月1日より施行する。